

在留邦人の皆様

在外選挙：衆議院小選挙区の区割り改訂について

平成29年7月5日
在トンガ日本国大使館

一票の較差を可能な限り少なくするため、関連法令の改正により、衆議院小選挙区の区割りが改定されました。新しい小選挙区の区割りは、平成29年7月16日（法令施行日）以降に実施される衆議院総選挙から適用されます。貴方の日本での最終住所地（注1）により、投票対象の小選挙区が変更となっている可能性がありますので、以下をご参照の上、十分御注意ください。

（注1） 在外選挙人名簿登録申請時の国内最終住所地。本籍地の場合もあります。

（注2）

1. 小選挙区の区割りが改定された19都道府県選挙区は次のとおりです。

詳細は総務省ホームページ関連部分（以下リンク）を御参照ください。

http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/senkyo/shu_kuwar i/shu_kuwar i_3.html

北海道1区, 2区, 4区, 6区, 10区, 12区

青森県1区, 2区, 3区, 4区

岩手県1区, 2区, 3区, 4区

宮城県1区, 3区, 4区, 5区, 6区

福島県3区, 4区

埼玉県1区, 2区, 3区, 5区, 13区, 15区

千葉県4区, 13区

東京都1区, 2区, 3区, 4区, 5区, 6区, 7区, 8区, 10区, 11区, 12区, 13区, 14区, 16区, 17区, 19区, 21区, 22区, 23区, 24区, 25区

神奈川県7区, 8区, 9区, 10区, 13区, 14区, 16区, 18区

愛知県6区, 7区, 12区, 14区

三重県1区, 2区, 3区, 4区, 5区

大阪府1区, 2区, 4区

兵庫県2区, 5区, 6区, 7区

奈良県1区, 2区, 3区, 4区

愛媛県1区, 2区, 4区

福岡県2区, 3区, 5区

長崎県2区, 3区, 4区

熊本県1区, 2区, 3区, 4区, 5区

鹿児島県1区, 2区, 3区, 4区, 5区

2. 在外選挙人証の再交付申請について

今回の改定により小選挙区が変更となった方は、御自身の在外選挙人名簿登録がない小選挙区の候補者に誤って投票し、投票が無効になるという事態（注2）を避けるため、在外選挙人証に記載されている衆議院小選挙区の記載を訂正するために、在外選挙人証の再交付申請を行うことをおすすめします。（再交付申請をしなくても、有効な投票をすることは可能です。）

（注2）例えば、御自身の在外選挙人証に記載されている小選挙区が「〇〇第1区」であり、今回の改定により「〇〇第2区」に変更となった場合、在外選挙人証の記載どおり「〇〇第1区」の候補者に投票すると、無効票になる。

再交付申請手続きの詳細・申請書のダウンロードについては以下のリンク先御参照ください。

■手続き詳細：

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/flow.html>

■再交付申請書ダウンロード：

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/pdfs/shinsei05.pdf>

（了）